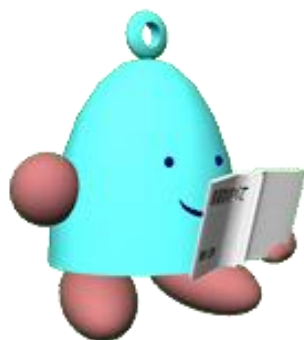


高知県立高知東高等学校 いじめ防止基本方針



高知県立高知東高等学校

令和 7 年3月改定

いじめ防止基本方針

高知県立高知東高等学校

第1 目的

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている現状を踏まえ、本校でもいじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするために、教職員一人一人が、生徒の心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが重要である。

そのために、学校、保護者、地域住民等の関係機関がベクトルを同じくして相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう、いじめ防止対策推進法及び高知県いじめ防止基本方針に基づき、「高知東高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

第2 いじめの定義

(1) いじめとは

「いじめ」とは、児童生徒等が在籍する学校に在籍している等児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた生徒が、心身の苦痛を受けた場合は「いじめ」に該当することが求められていることから、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。

いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることや、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認し、当該生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための委員会」（以下、いじめ防止対策委員会という。）を活用して組織的に行うこととする。

(3) いじめの態様

- ①言葉による脅し（欠点、弱みなどをとらえて威嚇したり、悪口を言う）【脅迫・侮辱】
- ②冷やかし、からかい（性格や気にしていること等で嫌な事を言う）【侮辱・名誉棄損】
- ③持ち物隠し等（個人の所有物を隠す、汚す、壊す、捨てる、盗む）【窃盗・器物破損】
- ④仲間外し、集団からの疎外（仲間外れにされ、無視される）【名誉棄損】
- ⑤暴力を振う等（叩く、殴る、蹴る、ぶつかる、トイレ等に閉じ込める）【暴行・傷害】
- ⑥たかり、強要等（おごりの強要、金品の要求、使い走りの強制、性的辱め）
【恐喝・強要・強制わいせつ】
- ⑦インターネット上の書き込み等（掲示板、印刷物、落書き等による誹謗・中傷、個人情報
の無断公開）【名誉棄損・侮辱】

第3 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使って特定の生徒に対する誹謗・中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまして社会的信用を失墜させる行為をする、掲示板に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為である。

(2) インターネット上のいじめの防止

①情報教育の充実

インターネットの適正利用、ネット問題の解決に向けた情報モラル教育の充実

②保護者への啓発

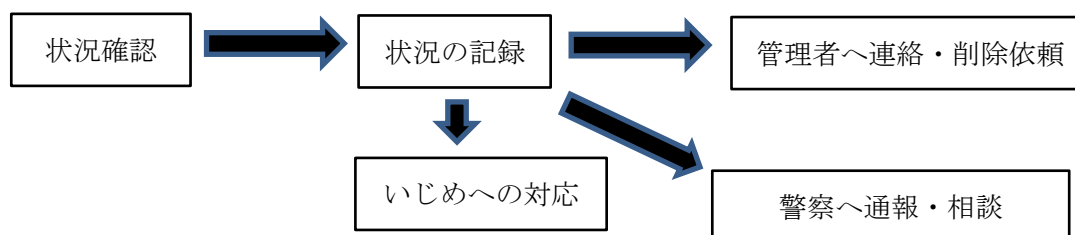
インターネットの適正利用に関するPTAや家庭でのルールづくりの推進

(3) インターネット上のいじめへの対応

①インターネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対応



第4 「いじめの防止等の対策のための委員会」（別紙1参照）

学校全体で、いじめを未然に防止し、いじめ又はその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処し適切に解決を図っていくために、いじめ防止対策委員会を校内に組織する。

（1）「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭（2名）、主幹教諭、教務主任、生徒支援主事、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談係、養護教諭、補導専任、学年主任、スクールカウンセラー（以下、SCという。）、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWという。）及び外部専門家等（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等の中から特任する場合がある。）で構成する。また、必要に応じて当該生徒に関係する教職員を追加する。

（2）「いじめ防止対策委員会」の具体的な役割

- ①いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ②いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ③いじめの疑いに係る情報があった時に緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係のある生徒への聴取等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ④被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画（別紙3）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑥いじめの防止等の対策の取組に関する校内研修の企画・検討及びチェックリスト（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正を行う役割
- ⑦いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを行うなど、PDCA サイクルで検証を担う役割
- ⑧重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体の組織としての役割

（3）組織運営上の留意点

当該組織を機能させるに当たっては、各学期に1回以上の定例会を設け、取組の報告やチェックリスト等による検証と評価を行い、必要に応じて以後の計画案等を修正し、取組の充実を図る。また、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて外部専門家等を加えるなどの方法によって適切に対応する（重大事態の対策のための委員会を臨時的に設置する）。

第5 重大事態への対処(別紙2)

(1) 重大事態とは

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 など

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、状況により判断する。

(2) 重大事態の発生と報告

学校は重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会に報告する。調査の主体は、学校又は県教育委員会となることから、その重大事態の調査の実施主体の判断を仰ぐ。

(3) 調査を行うための組織について

学校において重大事態に係る調査を行う場合、速やかに重大事態の対策のための委員会を設ける。この組織の構成員については、校内に設置するいじめ防止対策委員で構成するが、可能な限り外部専門家等（弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者）、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) 調査の趣旨等

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

特にいじめを受けた生徒やその保護者からの重大な被害が生じたという申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。生徒又は保護者から申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査の実施方法

①主として「被害生徒」「保護者」「教職員」「加害生徒」に対して聴取による調査を行うとともに、ケースによっては在籍生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う

②聴取は複数の教員で行い、聴取終了までは携帯電話等は預かる（本人の了解を得て）

- ③いじめの行為が「いつ」、「どこで」、「誰から」、「どのような態様」で行われたか
- ④いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題について明らかにする
- ⑤学校・教職員の対応・指導の経緯を明らかにする
- ⑥記録は正確に残すとともに、事案の経過を時系列でまとめる
- ⑦事実と噂話等は分けて記録する

以上の事項について、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

第6 段階に応じた取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

ア 生徒が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- ①魅力ある、わかる授業の実施
- ②自尊感情や自己肯定感を高め、人権意識や規範意識を身に付けさせる教育の推進
- ③生徒と教職員の信頼関係の構築に努める
- ④教職員による不適切な認識や言動、差別的な態度、言動及び体罰の根絶

イ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ①コミュニケーションを図りやすい職場環境づくりに努める
- ②いじめは、どの生徒にも起こりうるとの意識を持つ
- ③「いじめられている側にも問題がある」という見方を絶対にしない
- ④教職員が問題を一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会による対応の徹底
- ⑤いじめ防止基本方針の共通理解を図る
- ⑥いじめに関する研修の実施

ウ いじめを許さない指導の充実

- ①「いじめは許されないこと」、「いじめを見て見ぬふりは許されないこと」、「いじめを止めさせること」、「相談・報告することは勇気のある正しい行動であること」を啓発する学校環境づくり
- ②いじめに関する授業、LH、講演会等の実施
- ③困難に対処できるようにするための指導を行う

エ 生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ①生徒同士が互いに認め合う態度を育む取組
- ②生徒同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- ③取組の推進役を担えるリーダーの育成や生徒会活動の促進
- ④インターネットの適正利用、ネット問題の解決に向けた情報モラル教育の充実

オ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

- ①保護者、地域、関係機関に対するいじめ防止基本方針の理解促進と協力依頼（広報誌「ひがし」、学校HPへの掲載等）
- ②インターネットの適正利用に関するPTAや家庭でのルールづくりの推進

(2) 早期発見のための取り組み

ア いじめの定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ①いじめの定義に対する教職員の共通理解の促進
- ②いじめ防止対策委員会によるいじめ認知の徹底

イ 生徒の様子から初期段階のいじめを素早く察知

- ①学級担任、教科担任等による日常的な生徒への声掛けと様子の観察、個人面談の実施
- ②ＳＣによる１年生全員面談の実施

ウ 教職員による生徒の状況把握

- ①教職員による挨拶、校内巡回等による生徒の観察
- ②軽微ないじめも見逃さない教職員一人一人の鋭敏な感覚を養う
- ③一人ひとりの教職員の気付きを確実にいじめ防止対策委員会につなげる
- ④いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのようなことを行っていたか）の確実な記録
- ⑤生徒に関する情報の共有、引継ぎの徹底（学年会、教科会、生徒支援委員会等）

エ 生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- ①生徒からの相談を受けた教職員は、何事にも最優先した速やかな報告の義務付け
- ②ＳＣやＳＳＷを含めた教育相談体制の充実と生徒・保護者への周知
- ③定期的な「いじめアンケート」の実施、分析
- ④「ひがしノート」の活用

オ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

- ①保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
- ②ＳＣ、ＳＳＷ等による保護者相談実施
- ③ＰＴＡ、学校運営協議会委員、地域住民等からの情報提供や通報
- ④人権教育課、こころの教育センター、警察、児童相談所等関係機関からの情報提供

(3) 早期対応のための取り組み

ア （さ）最悪を想定し（し）慎重に（す）素早く（せ）誠意を持って（そ）組織で対応

- ①いじめ防止対策委員会を中核とした対応の徹底
- ②教職員からの報告を受けての対応方針の決定
- ③対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言
- ④対応記録のファイリング

イ いじめを受けている生徒への対応

- ①いじめを受けている生徒の心身の苦痛を共感的に理解する
- ②いじめを受けている生徒及び通報してきた生徒の安全を確保する
- ③全力で守り抜くという姿勢を示すとともに継続的に支援することを約束し、心配や不安を取り除くなど心のケアを図る
- ④いじめを受けている生徒の保護者への対応方針及び対応経過の説明

ウ いじめている生徒への対応

- ①いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導する
- ②いじめている生徒への組織的・計画的な指導、観察及び保護者への説明や協力関係の構築を図る
- ③「悪意のないいじめ」や「善意・好意からの結果としてのいじめ」に配慮する
- ④集団によるいじめのケースでは、いじめている中心人物が表面に出てこない場合があるので、集団内の生徒個々の力関係や生徒一人一人の言動を正しく分析する
- ⑤人権教育課、こころの教育センター、警察、児童相談所等関係機関と連携した対応

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態発生の判断

- ①教職員による重大事態の定義の確実な理解
- ②県教育委員会へ重大事態発生の報告
- ③県教育委員会と校内いじめ防止委員会の協議による迅速な判断と対応

イ いじめを受けている生徒の安全確保、不安解消のための支援

- ①学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援の実施
- ②保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ③関係機関等と連携した支援

ウ いじめている生徒の更生に向けた指導及び支援

- ①人格の成長を旨とする教育的配慮の下、いじめの行為に対する毅然とした指導
- ②保護者への説明や協力関係の構築
- ③教職員、ＳＣ等による更生への支援
- ④警察や児童相談所等、法務少年支援センター等関係機関と連携した更生への支援
- ⑤特別及び懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

エ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

- ①調査組織の決定と調査の実施
- ②県教育委員会・知事への調査結果報告
- ③被害生徒の保護者に対する調査結果に関する情報提供

第7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認し、心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

第8 PTAや地域の関係団体等と連携について（別紙1）

(1) PTAや地域の関係団体との連携促進

PTAや地域の関係団体と連携し、インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するPTAや家庭でのルールづくりを推進する。

本校のいじめ防止等の取組について学校通信やホームページ等で発信し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

「高校生であっても地域の子ども」との認識の下、学校と地域住民等が一体となって生徒をいじめから守り健全に育むよう努める。

いじめ防止等に向けた学校の取組を地域に積極的に発信するとともに、学校評価アンケートの実施や開かれた学校づくり推進委員会を開催し、本校のいじめ防止等の取組について評価や意見をいただき、学校運営に生かしていく。

いじめの防止等の対策のための委員会 及び保護者・地域・関係機関

いじめの情報

生徒からの訴え、アンケート、教育相談、教職員による情報、
保護者、地域等からの訴え 等



【報告】

【いじめの防止等の対策のための委員会】

【重大事態の対策のための委員会】

校内

校長 教頭 主幹教諭 教務部長 生徒支援部長 人権教育主任
特別支援教育コーディネーター 相談係 養護教諭
補導専任 学年主任 SC SSW ・ ・ 等

校外

外部専門家（心理・福祉の専門家、弁護士、医師、警察経験者等）

その他状況に応じて当該生徒に関係する教職員（部活動顧問 関係クラス担任等）

【具体的役割】

- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめに関する情報収集・記録、情報共有
- ・ いじめに関する調査等による事実関係の把握に基づく認知
- ・ 被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定
- ・ いじめに関する年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する取組の評価・点検

※重大事態の対応



校内組織

職員会議
学年会
生徒支援委員会
人権教育推進委員会
生徒指導部会 等

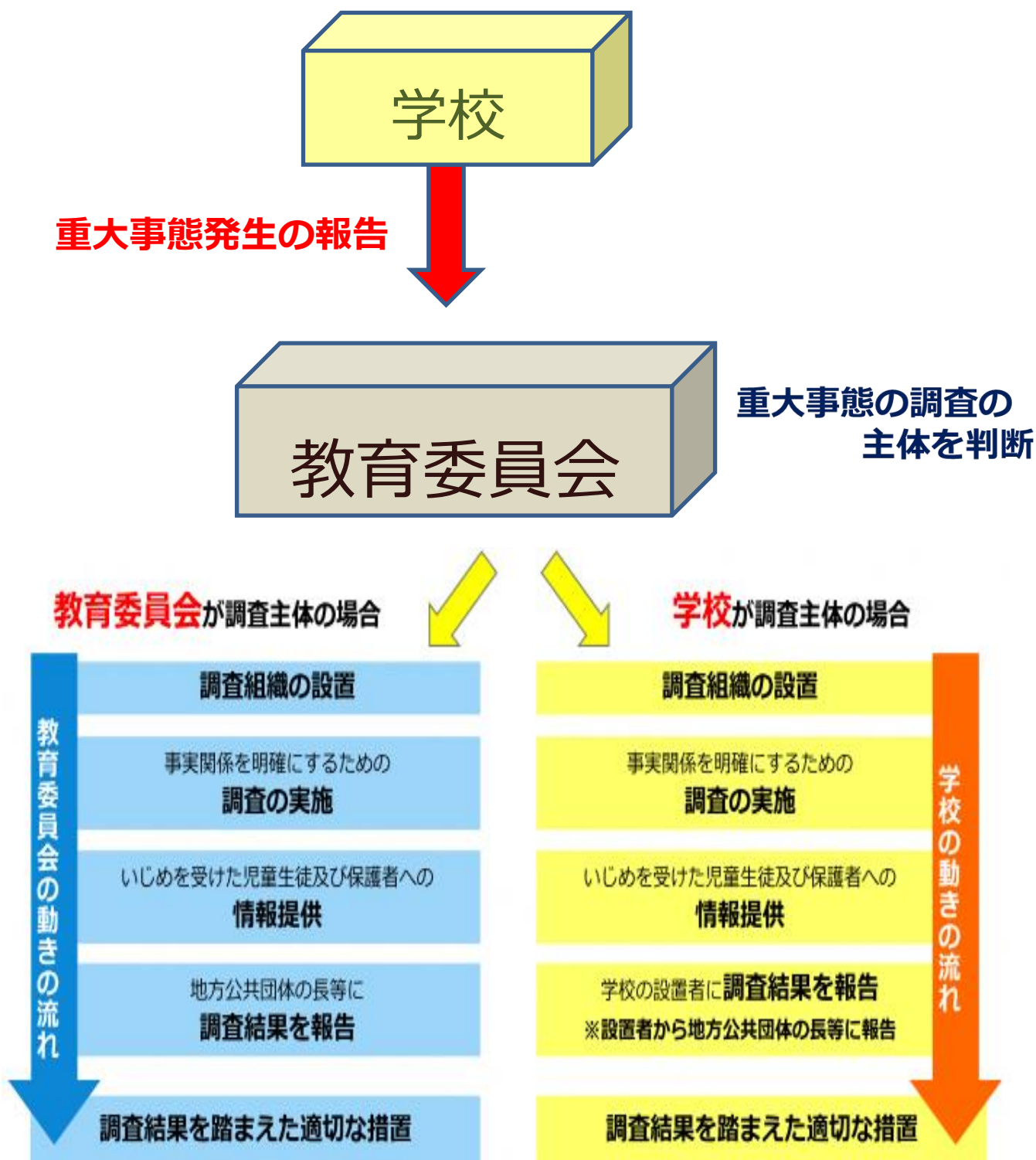
連携



保護者・地域・関係機関

PTA 学校運営協議会
警察署 地方法務局少年支援セン
ター 児童相談所 少年サポート
センター 県教委員会事務局人権
教育・児童生徒課 心の教育セン
ター 等

重大事態対応フロー図



年間指導計画

	職員会議、校内研修等	いじめ防止及び早期発見に向けた取組	備考（主な学校行事）
通 年	・学年会・職員会議等においていじめに関する情報共有 ・生徒支援委員会	・気になる生徒等への面談、保護者との連携 ・人権教育に関するＬＨ及び授業の実施 ・学校ＨＰへの「本校いじめ防止基本方針」の掲載	
４ 月	・いじめ防止基本方針の周知	・仲間づくり活動（１・２年） ・校外研修（１年）	入学式、始業式 遠足
５ 月	・校内いじめ防止委員会① （年間指導計画等の検討）	・広報誌「ひがし」において本校いじめ防止 基本方針についての広報	高等学校体育大会
６ 月	・校内研修（Ｑ－Ｕアンケート）	・Ｑ－Ｕアンケート①の実施及び分析 ・学校生活アンケート①の実施及び分析	中間考査
７ 月	・校内研修（いじめ防止及び 対応）	・三者面談	期末考査 終業式 学校運営協議会
８ 月			
９ 月	・校内いじめ防止委員会②	・Ｑ－Ｕアンケート②の実施及び分析	始業式
１０ 月	（中間検証）		中間考査 体育祭・文化祭（隔年） 看護科継灯式
１１ 月		・学校生活アンケート②の実施及び分析	修学旅行２年 高等学校総合文化祭
１２ 月	・校内研修（教育相談）	・三者面談	期末考査 ホームマッチ 終業式
１ 月	校内いじめ防止委員会③	・学校評価アンケートの実施	始業式 総合学科発表会
２ 月	（取り組みの検証及び次年度の 計画等）	・学校評価アンケートの分析	学校運営協議会 学年末考査
３ 月		・広報誌「ひがし」において学校評価アンケ ート結果の広報	卒業式 修了式